

## 県職交渉（R元確定②）概要

- 1 日 時 令和元年 11 月 14 日（木）
- 2 場 所 北館 201 会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外  
【組合】委員長，副委員長，書記長外
- 4 議 題 地域手当，通院ドック職専免，両立支援，再任用職員

【参考】R元確定交渉② 提案内容

- 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について，全国健康保険協会広島支部が実施する通院ドック等を受診する場合，常勤職員の例により，令和2年4月から，有給の職務専念義務免除として措置することとしたい。
- その他の課題等については，前回説明した内容等により，引き続き議論したい。

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見直しによる給与減額の影響はどれくらいか。</li> <li>○具体的にはどういったケースで減額になるのか。</li> <li>○それは全県的に同じか。</li> <li>○まだ最終まで時間があるので，影響の緩和について考えてくれ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般職では扶養手当の影響で減額が出るが，全体の3割が減額になり，7割が増額になる。</li> <li>○平均的な給料月額で試算すると，扶養手当が2万円なら増額，3万円なら減額になる。</li> <li>○減額の影響は，7.5%地域よりも4.5%地域に大きく出る。</li> </ul>
通院ドック 職専免	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで難しいと言ってきたが，なぜ今回職専免を認めるのか。</li> <li>○受診年齢と利用方法について，正規職員と同様ということだな。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職専免を認めるには県が定める厚生計画に参加する必要があり，協会けんぽ実施分には事業主負担等，県も一定の関与をしており，厚生計画に加えるという判断をした。</li> <li>○はい。</li> </ul>
両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児の部分についての課題認識はどうか。</li> <li>○休暇の新設が難しいなら，要件緩和を考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て休暇や不妊治療休暇の御要望もいただいているが，休暇の新設はハードルが高い。引き続き努力したい。</li> <li>○そこも含めて検討している。</li> </ul>
再任用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時金や生活関連手当について要求しているが，そこはどうか。</li> <li>○全く県独自で何もできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題認識を持って取り組んできているが，現実に提案できる状況に至っていない。</li> <li>○全国的な中で制度ができており，大きなハードルがある。引き続き考えていく。</li> </ul>